



平成 23 年 8 月 17 日

各 位

会社名 株式会社ブロードバンドタワー  
代表者名 代表取締役執行役員社長 大和 敏彦  
(コード番号 3776)  
問合わせ先 執行役員 CFO 吉田 敦男  
(TEL. 03-5573-8181 代)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 17 日開催の取締役会において、平成 23 年 9 月 16 日開催予定の第 12 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第 50 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、取締役会決議により剰余金の配当等の実施を可能とする旨を定め、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 6 条（自己の株式の取得）を削除するとともに、未払の配当財産に関する取り扱いについて、定款変更案のとおり第 53 条（配当金の除斥期間）に第 2 項を新設するものであります。
- (3) その他、不要な条文の削除、一部の字句の整備および条数の変更を行うものであります

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 9 月 16 日（金曜日）  
定款変更のための効力発生日 平成 23 年 9 月 16 日（金曜日）

以 上

(別 紙)

「定款変更の内容」

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第2条 1.～ 38. (省略)</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p> <p>39. (省略)</p> <p><u>第6条 (自己の株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第50条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p> <p>第51条(期末配当金) 当社は、<u>株主総会の決議によって、</u>毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を<u>支払う。</u></p> <p>第52条 (省略)</p> <p>第53条 (配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第2条 1.～38. (現行どおり)</p> <p><u>39. スマートグリッド構築及び関連事業</u></p> <p><u>40.</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">〔 削 除 〕</p> <p>第6条～第49条 (現行どおり)</p> <p><u>第50条(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により定めることができる。</u></p> <p>第51条(剰余金の配当) 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>第52条 (現行どおり)</p> <p>第53条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 未払の配当財産には利息をつけない。</u></p>